平成２１年（フ）第１６８号
静岡県藤枝市岡部町三輪1347番地の２、前住所静岡県焼津市大住297番地の４
債務者　望月　　勉
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６９号
静岡県藤枝市岡部町三輪1347番地の２、前住所静岡県焼津市大住297番地の４
債務者　望月美恵子
１　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４４０号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山団地56―101
債務者　大河原さとみ
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６７号
横浜市青葉区すすき野３丁目６番地１　すすき野団地24棟302号
債務者　松本　正也
成年後見人　松本　秀一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４８７号
横浜市中区本牧満坂187番地200　メゾン幸来１―Ｃ
債務者　成田　信子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３２号
横浜市磯子区汐見台１丁目６番地1607棟745号
債務者　塙　　健一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５０号
横浜市栄区上郷町160番地の１稲荷荘
債務者　石井　美彦
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５７０号
横浜市青葉区鴨志田町539番地３　グリーンヒル鴨志田中央１棟203号
債務者　下妻　順子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８１号
横浜市港北区師岡町598番地
債務者　小野寺英樹
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５５号
神奈川県大和市下鶴間2047番地コトーつきみ野1010号
債務者　菊池　礼子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７３号
横浜市港南区東永谷３丁目43番20―701号
債務者　小幡　忠良
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９１号
横浜市南区三春台149番地
債務者　石野　文子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６９６号
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目21番地１　サンコーポラス阿久和３棟405号
債務者　草野　栄二
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０６号
神奈川県海老名市杉久保北３丁目１番26号
債務者　古屋　静枝
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６９号
横浜市戸塚区上柏尾町323番地23　東戸塚ヒルズ105号
債務者　松本　賢一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部